



LEGAL UPDATE

2023年8月

政府保証のない海外ローンの条件に関する通達第 08/2023/TT-NHNN 号

2023年6月30日、ベトナム国家銀行は、政府保証のない海外ローンの条件に関する通達第 08/2023/TT-NHNN 号（08号通達）を公布した。08号通達の規定のうち、短期海外ローンの限度額に関する規定は2024年1月1日から施行され、他の規定は2023年8月15日から施行された。08号通達の施行により、政府保証のない企業の海外ローンの条件に関する通達第 12/2014/TT-NHNN 号（12号通達）は失効した。本稿では、08号通達の主要な変更点を紹介する。

1. 海外ローン契約

12号通達は、海外ローン契約は書面を作成し、これに署名しなければならず、ベトナム法令に反してはならないと規定し、署名の時点については、▽金融機関・外国銀行支店の短期海外ローンの場合は、融資実行前または融資実行時、▽それ以外の場合は融資実行前のみ署名できると定めた。¹

08号通達は、書面による海外ローン契約に加えて、電子データメッセージの形式による海外ローン契約を認め、その場合には電子取引法の規定に従わなければならないと規定した。また、08号通達は、署名の時点について、原則として海外ローンの引出日より前に署名しなければならないと規定し、例外として、▽契約に署名した後に融資実行が行われる短期海外ローンの場合、▽対外債務返済活動およびベトナムにおける対外直接投資活動のための外国為替管理に関する法律に基づき、投資登録証明書が交付されたプロジェクトの投資準備金を対外借入金に変換することで生じる海外ローンの場合には、引き出し日において署名することが認められた。²

2. 海外ローンの目的

12号通達は、企業、協同組合、協同組合連合会、金融機関、外国銀行支店（借主）は、▽借主または借主が直接投資資金を拠出する企業（中長期海外ローンにのみ適用）の生産・事業

¹ 12号通達第6条

² 08号通達第9条



計画、投資プロジェクトを実施するため、▽ ローンコストを増加させず、借主の対外債務を再構築するため、という2つの目的のいずれかに該当する場合、海外ローンを受けることができると定めた。³

一方、08号通達は、金融機関・外国銀行支店の場合と金融機関・外国銀行支店以外の場合を分け、以下のいずれかの目的に該当しなければならないと規定した。

(1) 借主が金融機関・外国銀行支店である場合：▽ 借主の信用の伸びに応じて信用供与活動のための資本を補充するため、▽ 借主の既存の対外債務を再構築するため。⁴

(2) 借主が金融機関・外国銀行支店以外である場合：

(i) 短期海外ローン：▽ 借主の既存の対外債務を再構築し、短期債務を現金で支払うため(国内ローンの元本を除く)、▽ 借主が特別法に基づく財務安全基準の確保を義務付けられている場合、海外ローンの引出時から12か月を超えない期間で、借主の専門的業務を行うため。

(ii) 中長期海外ローン：▽ 借主の投資プロジェクトを実施するため、▽ 借主の生産・事業計画その他のプロジェクトを実施するため、▽ 借主の既存の対外債務を再構築するため。⁵

3. 海外ローンの限度額

08号通達は、ローンの限度額について、新たに以下の通り規定した。

(1) 借主が金融機関・外国銀行支店である場合：ローンが発生する時点の前年の12月31日時点で、短期海外ローンの元本残高の総額が、同通達の定める海外ローン限度額(商業銀行の場合は自己資本の30%以下、外国銀行支店・その他の金融機関の場合は同150%以下)を超えてはならない⁶。

(2) 借主が金融機関・外国銀行支店以外である場合：

短期ローンには限度額は設定されず、中長期ローンについてのみ以下の限度額が規定されている。

(i) 投資プロジェクトの実施を目的とする海外ローン：投資プロジェクトに使用される国内・海外の中長期ローンの元本残高は、当該投資プロジェクトのローン限度額(投資登録証明書または投資政策承認決定書上の投資資本総額と自己資本との差額)を超えてはならない。

(ii) 生産・事業計画その他のプロジェクト実施を目的とする海外ローン：この目的のための国内・海外の中長期ローンの残高は、法令に基づき管轄当局によって承認された海外ローン利用計画(海外ローンを利用した生産・事業計画であり、借主の海外ローンに対する正当かつ合理的な目的と需要を証明するもの)におけるローン需要の総額を超えてはならない。

³ 12号通達第5条

⁴ 08号通達第14条

⁵ 08号通達第17条

⁶ 08号通達第15条



(iii) 既存の対外債務の再構築を目的とする海外ローン：対外債務を再構築するための海外ローンの金額は、既存の対外債務の元本残高・未払い利息・手数料、および再構築時に決定される新規ローンの手数料の総額を超えてはならない。新規海外ローンが中長期ローンである場合、借主は、新規ローンの引出日から5営業日以内に、既存の対外債務を返済し、かつ、借主が実施するプロジェクト、生産・事業計画が上記の(i)または(ii)に該当するときは、その限度額を確保する必要がある。

7

ご質問は下記まで：

[ホーチミンオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada/小林亮 Ryo Kobayashi/Nguyen Thi Hong Phuc/Le Thi Bich Tram/Dao Thi Lan Anh

Tel: +84-28-6299-0666

Email: hochiminh@tmi.gr.jp

[ハノイオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada/小幡葉子 Yoko Obata/Le Phuong Lan/Nguyen Le Tram/Nguyen Thu Huyen/Le Duc Son

Tel: +84-24-3826-3826

Email: hanoi@tmi.gr.jp

⁷ 08 号通達第 18 条

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.